

(平成24年6月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から 63 年 9 月までの期間、平成 3 年 10 月から 6 年 11 月までの期間及び 7 年 1 月から 10 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月から 63 年 9 月まで
② 平成 3 年 10 月から 6 年 11 月まで
③ 平成 7 年 1 月から 10 年 11 月まで

私の国民年金の加入手続については、義母が行い、申立期間の国民年金保険料も納付してくれていたと思うが、国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、義母が行ってくれていたと思うとしているものの、申立人自身は直接関与していないため、申立内容を裏付ける具体的な状況は不明である。

また、申立人は、「義母が私の国民年金の加入手続を行い、昭和 47 年 1 月から国民年金保険料を納付してくれたはずである。」と主張しているが、オンライン記録によれば、申立人の国民年金被保険者資格取得日は平成 11 年 12 月 19 日であり、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで検索しても、申立人に対して、同日前に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見られない。

以上のことを踏まえると、申立人は、申立期間において国民年金に加入していなかったことから、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されることは無く、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年頃から平成 6 年 11 月 30 日まで
私の亡き夫は、A社に昭和 60 年頃から平成 6 年 11 月 30 日まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無い。

間違いなく勤務していたので、亡き夫の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立期間のうち、昭和 63 年 9 月 5 日から平成元年 3 月 4 日までの期間、2 年 9 月 1 日から 3 年 3 月 30 日までの期間、同年 9 月 2 日から 4 年 3 月 1 日までの期間、同年 8 月 31 日から 5 年 2 月 28 日までの期間、同年 8 月 23 日から 6 年 2 月 22 日までの期間及び同年 5 月 12 日から同年 11 月 30 日までの期間は季節的に雇用される者として、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立事業所の事業を継承しているB社に照会したところ、「申立期間当時から勤務している社員によると、時期及び期間は不明ながら、申立人は季節労働者として勤務していたと供述しており、当社が保管する申立期間当時の厚生年金保険加入記録には申立人の名前は無いことから、厚生年金保険被保険者にはなっていないかと思われる。」と回答している。

また、申立期間当時、申立事業所で複数回にわたり厚生年金保険被保険者資格を取得している季節労働者に照会したところ、複数の者は「当時、季節労働者の全てが厚生年金保険に加入するわけではなかった。」と供述している。

さらに、申立人は申立期間を含む昭和 53 年 5 月 20 日から平成 22 年 6 月 23 日

まで国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認したが申立人の名前は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 9 月 1 日から 42 年 5 月 1 日まで
② 昭和 45 年 1 月 11 日から 49 年 4 月 1 日まで

私は、A社には昭和 40 年 3 月 1 日から 43 年 6 月 30 日まで、B社（現在は、C社）には同年 7 月 1 日から 50 年 8 月 9 日まで勤務していたが、いずれの期間においても厚生年金保険被保険者記録の一部が欠落している。

両事業所とも一度も退職することなく継続して勤務していたので、私の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①については、申立事業所は昭和 53 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同事業所の事業を継承するC社に照会したが、当時の資料は保管しておらず、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入について確認することはできなかった。

また、申立人の妻は「夫はA社を一旦退職し、他の事業所に1年ぐらい勤務した後、再び同事業所に勤務した。」と供述している。

さらに、申立期間当時、申立事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚に照会したが、申立内容を裏付ける具体的な供述を得ることはできなかった。

加えて、申立事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和 40 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、41 年 9 月 1 日に同資格を喪失した後、42 年 5 月 1 日に同資格を再度取得しており、いずれもオンライン記録と一致していることが確認できるほか、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、申立人の申立事業所に係る二つの被保険者記号番号が、それぞれ 40 年 3 月 17 日及び 42 年 5 月 19 日に払い出されている。

B社に係る申立期間②については、C社に照会したが、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入について確認することはできなかった。

また、申立期間当時、申立事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚に照会したが、申立内容を裏付ける具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、申立事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和43年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、45年1月11日に同資格を喪失した後、49年4月1日に同資格を再度取得しており、いずれもオンライン記録と一致していることが確認できるほか、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、申立人の申立事業所に係る2回目の被保険者記号番号が同年4月25日に払い出されている。

加えて、申立期間当時の経理担当者は、「雇用保険と厚生年金保険は同時に手続を行った。」と供述しているところ、申立事業所における申立人の雇用保険と厚生年金保険被保険者記録は符合している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで
ねんきん定期便を確認したところ、私の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和 56 年 7 月 31 日となっている。同社を退職したのは、同年 7 月 31 日なので、厚生年金保険被保険者の資格喪失日の記録は、同年 8 月 1 日になるはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立事業所が発行した退職証明書により申立期間において勤務していたことが推認される。

しかしながら、B 社に照会したところ「当該退職証明書は、当社で発行したものであるが、当社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の退職日を昭和 56 年 7 月 30 日、資格喪失日を同年 7 月 31 日として社会保険事務所（当時）に届出、同年 7 月 31 日付けで受理されていることから、同年 7 月分の厚生年金保険料は控除していなかったものと思われる。」と回答している。

また、申立人の雇用保険における離職日は、昭和 56 年 7 月 30 日となっており、厚生年金保険被保険者名簿の資格喪失日と符合している。

さらに、申立期間において申立事業所で厚生年金保険の被保険者記録のある元同僚に照会を行ったが、申立人の申立内容を裏付ける具体的な供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により
給与から控除されていたことを認めることはできない。